

第二十八回 参議院社会労働委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月十一日(火曜日)午前
十時四十三分開会

委員の異動

三月八日委員西岡ハル君辞任につき、
その補欠として大谷實雄君を議長にお
いて指名した。
本日委員紅藤みつ君辞任につき、その
補欠として西岡ハル君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝俣 稔君
木島 虎蔵君
山下 義信君
中山 福蔵君

委員

大谷 實雄君
草葉 隆圓君
鈴木 万平君
高野 一夫君
西岡 ハル君
横山 フク君
木下 友敬君
藤田 藤太郎君
松澤 靖介君
山本 経勝君
竹中 恒夫君

国務大臣

厚生大臣 堀木 鎌三君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 尾村 俣久君
衛生局長 安田 巖君
厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 高田 正巳君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件
○身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案(内閣提出)
○社会保険制度に関する調査の件
(厚生年金保険に関する件)
○旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(阿具根登君) 委員会を開き
ます。

委員の異動を報告いたします。
三月八日付をもって西岡ハル君が辞
任され、その補欠として大谷實雄君が
選任されました。三月十一日付をもつ
て紅藤みつ君が辞任され、その補欠と
して西岡ハル君が選任されました。

○委員長(阿具根登君) 身体障害者福
祉法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。提案理由の説明を願いま
す。

○国務大臣(堀木鎌三君) ただいま議
題となりました身体障害者福祉法の一
部を改正する法律案の提案理由を御説
明申し上げます。

この法律案は、社会福祉法人の設置
する身体障害者更生施設で厚生大
臣の指定するものに身体障害者の収容
を委託できることとする。及び身体
障害者福祉法関係事務に対する民生委
員の協力義務を明らかにすること。そ
れらのおもな内容とするものであります。
まず、改正の第一点は、収容委託につ
いてであります。現在、身体障害者を
公費をもって収容している更生施設
は、国立及び公立に限られていたの
でありますが、身体障害者によつて
は、障害の特異性等よりまして、民間
篤志事業として豊富な経験を有する社
会福祉法人の設置する施設においてそ
の更生援助を行うことが効果的な場合
も考えられますので、国立、公立の施
設における援助とあわせて、厚生大臣
の指定するこれらの施設へも収容を委
託できることとして、身体障害者福祉
法の一その向上をはかりたいと考える
次第であります。

なお、収容委託に要する費用につき
ましては、出身地の都道府県または市
町村が全額を支弁し、国がその十分の
八を負担することとし、さらに委託を
受けた施設の便宜を考慮して、施設所
在地の都道府県または市町村がこの費
用を一時繰りかえ支弁すべき旨の規定
を設けております。

改正の第二点は、身体障害者福祉法
関係事務に対する民生委員の協力につ
いて明文化することでありまして、身
体障害者の更生指導につきましては、福
祉事務所を中心とする公的機関の活動
とあわせて、地域社会その他民間の協力
がきわめて重要でありますので、この
改正によりまして、特に民生委員の協
力義務を明確にいたしまして、さらに
積極的な協力を得ることにより身体障
害者の更生援助の円滑化に資したい所
存であります。

なお、以上のほか、関係条文の整理
等必要な措置を講じました。

以上が、この法律案を提出いたしま
した理由であります。何とぞ、慎重に
御審議の上、すみやかに御可決あらん
ことをお願いする次第であります。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する
質疑は、次回以後にいたしたいと存じ
ますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、社会保
障制度に関する調査の一環として、厚
生年金保険に関する件を議題といたし
ます。質疑を願います。
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を起して
下さい。

○竹中恒夫君 年金について二、三お
伺いしたいのですが、前回の委員会
で、山下委員から相当年金問題につ
いての御質問があらわれ、大臣はそれ
に對して、いろいろな配慮の上でよろ
うと思ふのですが、隔靴掻痒のような御答
弁であられ、私も大へんその点は、
当局のお考えについての内容を十二分
に承知できないし、多少不満な気持
を持ったわけですが、その後、その翌日
あたりから新聞に、かなり厚生事務当
局の考え方等も出て参りました。私、
あの委員会の翌日あるあつたやうな記事
が出るくらいであるならば、相当事務
当局案としては固まつておられたのに
かわらず、それに対する御説明がな
かつたという点、私非常に遺憾に思ひ

ますが、いろいろな関係上からそうなつ
たとも思ふのです。そこで私、それを
前提としてお聞きするわけですが、一
体国民年金というものを実施するに
當つて、もちろん、総理の言われるよ
うに、社会保障の二つの柱として、皆
保険と国民年金は絶対にやらなければ
ならぬといふことなんです。国民年
金をやる上についての方策がいろいろ
ある。現在七つからあるいろいろな制
度をばらばらにして、一たん全部解体
してやるというところは、もちろん好ま
しいと思ふのですが、もとよりこれは、
言うべくして行い得ない。あるいは既
得権を尊重しなければならぬという
建前もありましようし、制度の過渡的
の、そういうことについての経過措置
のむずかしい点もあると思ふのです
が、まず理想的のものとしては、全部を
解体して、法の前に国民は平等である
と同様に、施策の前でも平等である
といふことが望ましいものであるといふ
考えのものが年金を考へておられるの
か。いや、やはりそういうことは当然
考へるべきであるが、実際はそういう
ことは考へられないのだ、実施ができ
ないといふことによつて、第二次的の
考え方を考へておられるのか。根本的
に整理統合なさるやうな気があら
れるのか。あるいはそれはできないの
か。漸進的にはやるのだといふお考えなの
か。その点をばつちお聞きしたい。

○国務大臣(堀木鎌三君) 私の国民年
金に対する構想はつきりしないじや
ないか、それから、何と申します

か、事務当局からどこからか存じませんが、いろいろ厚生年金について構想らしいものが出るじゃないか、これは、もうはつきり申し上げたいのでありますが、事務当局らしい案も率直に言えばできておりません。事務当局が過去一年間の間におもにやっておりますのは、基礎資料の収集調査でございます。ただ、最近の情勢、政治情勢及び社会情勢から、この国民年金の早急実現が非常に要望されておる。従来厚生省としましては、比較的、社会保障制度審議会なり、国民年金委員の委嘱を受けたその下働きの基礎資料の収集ということに主力を注いでおつたのですが、この情勢を受けて、むしろ私が事務当局に、ともかくも基礎資料の調査がすっかり完了してから、具体案にかかるといふやり方もあるだろうが、またそれは、非常に慎重な方法でもあるかもしれないが、最近の政治情勢、社会情勢から見れば、むしろ逆に、調査するのには、従来のような考え方はむしろあつたのだ、その考え方に沿つた幾つかの案を頭に描いて、しかも、その案を中心にした基礎資料の整理というものを始めたらどうだということをお願いしたので、それに伴つていろいろの下作業をしていることは事実でございます。しかし、それらの案につきまして、事務当局として発表し得るだけの事務当局の確信あるものも言えていない段階であるといふことが言えるわけでありまして、つまり、率直に申し上げます、ある同僚の案として、まともな責任を負えるような案といふものはまだできていないのであります。でありますから、私は、それをこの前、事実を事実として申し上げただけなのであります。

もう一つ、私どもが置かれてゐる地位として、御承知の通り五人委員会なり、社会保障制度審議会の手元で非常に審議を急いでいただいている。私自身も、実はこれらの人に対して直接接合目にかかつて、最近の情勢では、この問題の早急解決が要望されてゐる状況だから、ぜひとも従来よりも精力的に御答申をお願いしてゐるのであります。これは、申し上げなくてもおわかりだと思ひますが、もう考え方としてはいろいろな考え方が、もうすでに、社会保障制度審議会でも打ち出されてゐるし、それから、五人委員会でもある程度の考え方は打ち出されてゐる。また、その行こうとする傾向も、ほぼ私どもは存じ上げてゐるというふうな情勢であります。率直に言つて、私が責任ある形でもつて、私自身の構想というものを一部でも、これはさういふお前はどうか考えるのかといふことを方々でお聞きになるが、これは当然なことと思ひますが、率直に言へば、五人委員会の方も、もうじき出し得る状況である、社会保障制度審議会も、従来は六月ころかと言われておりました。が、やや早まつてくるような情勢であります。さういふことは、総理大臣が社会保障制度審議会の会長なり、あるいは年金関係の特別委員長なりにお会いになつたといふことも、この制度の早急実現を希望して、現在までの経過をお聞きしたいといふことでも起つて参りました。たうな次第であります。この際に、だれが言つてもいいやうなことを言つても、実はある所でそれを言つて、非常に怒られたわけでありまして、たとえば、離出制を中心にするのだといふこ

とは、これはもう、社会保障制度審議会でもすでに打ち出されてゐる。それから、五人委員会の方もすでに打ち出されてゐるというふうな方向であることは確かであります。それから、積立方式を大體中心にして動いておられるといふことも、これは、大體皆さんが御承知の通り、これを私も承知してゐる。さういふこと、無離出の問題も同時に解決しなければいけないといふふうな問題も、大體この方向だけはわかつておられます。さういふ新聞を見ますと、大内さんの話として、すでに無離出については幾ら、離出についてはどれだけの最低幾らといふことであります。今お尋ねのポイント、現在七つくらいですが、その他の問題も出ておられます。で、それらの調整をどうするのだという問題もすでに出ておられます。この際、私どもも一番慎重を期さなければならぬのは、もうさういふ状態に入りました以上、私としては、むしろ御答申を早く出していただくこと、厚生当局自身も、調査研究でなしに、これと照合した具体的な案を中心にして、物事を進めて参る事態ではないかといふので、私自身も、それについて準備を急がしておりましたが、段階として、今はさういふ命令をしたばかりのところでありまして、今どういふ案が考えられるかと言われました場合に、従来皆さんがいろいろお考えになつてゐる分以上的な考え方は出ないはずがないわけでありまして、また慎重すべきであらうと思ひます。よしあつたにしても、慎重すべきであらうし、事実上今の段階はさういふ段階であるといふことを申し上げるよりほかにないのでは

なからうか。幾らお叱りをこうむつても、大體非常に観念的な、しかも、皆さんが御承知のことを申し上げるよりほかにないのではなからうか。率直に言つて、三十二年と三十三年を準備段階として大體進んで参つた。さうすると、今の状態は、まだ準備段階の第一年度でございます。それに、私に具体的な問題で回答は求めないことは、少し無理じゃないか、はなはだ失礼だが、無理じゃないかといふ気がいたすわけでありまして、しかし、大體の従来の傾向から見ますと、方向としては、私どもも無離出制を中心にして参る、しかし、離出制を中心にして参りますと同時に、無離出といふものもあわせ施行しなければならぬ。それから、今お尋ねの、従来の軍人恩給、恩給、各種共済組合制度との調整面をどうしようか、これは、国民年金の性質上、私は統合するのがいい、少くとも、何と申しますか、一定の枕になる給付といふものは、年金といふものは、共通の面があることが望ましい。これは、国民年金を創設しようとするものの当然の心がまえでなからうか。しかし、それと同時に、各種共済組合、各種の年金制度といふものについて、おのおのの歴史と沿革を持つておられます。率直に言つて、今、閣議でも、すでに郵政省の関係の共済組合年金、公務員の共済組合年金との関連といふような問題を論議して参つたやうな次第ですが、さういふふうな、一つ一つ統合といふこと、その問題につきましては、私は相当困難な予想しなければなりません。しかし、厚生大臣として、国民年金制度を創設する以上は、なるべく理想的なものを

作りたいといふことを考へてスタートしなければ、初めから困難を予想しながら、さうして初めからむづかしいと思つて考へる段階ではない。今の段階としては、できるだけ国民年金制度の趣旨に沿つた方向で物事を考へるという状態であるべきである、さういふ考へておられます。従ひまして、なるべく各種年金制度を統合した、全国的な厚生年金制度に持つていきたいといふことを考へつて、その間をどう調整するか、結局さういふ問題に入つて参ります。現在の厚生年金制度自身が、さういふ理想から見ても、どういふ状態にあるかといふことを考へなければならぬ。それについても、具体的にどういふふうな案を作るかによりまして、また、各種共済組合による年金制度との調整の工夫も違つて参ります。さういふことをいろいろと実際のところ考へておる段階であつて、私はさう考へておられますといふことを、ここで申し上げるだけの権威のあるものは、私自身にまだできておる段階でないといふことを申し上げるよりほかにないと思ひます。

○竹中恒夫君 だんだん御答申を聞いておられますと、理解のいくところがあつたのですが、大體年金、国民年金と恩給、あるいは退職年金等、種々同じやうな目的のものが多数ありまして、なるほど国民年金、それは厚生大臣の所管においてやるべき筋合ひであります。が、同じやうな性質のものが国の制度にたくさんあるといふことのため、これは混乱をきたし、あるいは、厚生当局が一つの線を出すについて、各面へのおもんばかり等があつて、出しにくいんじゃないかと思ふの

ですが、大体こういう大きな問題は、医療保険と同じように大きな問題は、一つの専門の機関を作つて、総合的に、官公吏の方々も、一般の自営の国民も、すべての者がいゝゆる年金といふますか、老後に対する対策としての考え方としてやらなければ、徹底したものはできないのじゃないか、そういう構想でスタートしておらないので、今のところ、何か暗中模索のところがあるのではないかと聞いておりますが、今の大臣の御答弁などを聞いておりますと、熱紳主義と申しますか、自分も考えないことはないが、周囲のいろいろな考え方が固まつてきて、そうして実施するといふような言い方のように聞えるわけでありまして。私は、所管大臣としてやはり諸問なさるについて、一応の大臣としての、厚生年金はこゝにありたいのだという考え方を、お持ちになつて、今までの調査なさつた資料だけでもつけつて下さり、お持ちになつて、進むべき線を一応示して諸問するといふことの方が、ちよつと社会保険の医療協議会に幹事案をお出しになつたような、ああいう形の方が早く事が進むのじゃないかと思ふ。また、混乱もしないと思ふ。今のような状態でありまして、先般の農業共済のようなもの、国民年金実施前に早くやつらう、そして何か特別な、一般国民年金よりもいい条件下に進んでいこう、また、今回郵政方面においても同様なことといわれ出した。こゝ一、二年後の実施を前にして、どんどんそういうものが出てくるというところは、やはり厚生当局に周囲のおもんばかりがあつたでしょうが、一応の線をはつきりお出しにならないといふことがこゝういふこと

になつたのじゃないかといふような気がするわけでありまして。そうした点において、今の農協初めすべてのそういう行き方、郵政共済等の行き方は、大きな意味の国民の老後を考えた制度を確立する上においての逆行的方向であらうと思ふのであります。これが先般の総理と郵政大臣とあなただの間の話し合ひでできたといふような、あのときにおいて、もう少し強い抵抗を厚生大臣が示していただければ、郵政関係等の問題は出てこなかつた、あるいは中小企業者連盟も、生活協同組合等もだんだん出てきておられますが、そうした問題で、われわれ国民全般として、今の年金に対して非常な不安を持ち、一般国民は非常に悪い条件下において何となくすることが、裏づけがとどんで出てくることによつて感じられるわけでありまして。そうした点は、一体これからあつたか、間に、どういふふうな取集といふことか、結論をつけてやらねるのかといふことと、もう一つ、今もおつしやつたように、きよりの新聞に出ていふように、午後、総理と厚生大臣の立ち会ひで、社会保障制度審議会の会長と特別年金制度委員長とお会いになられるやうであります、新聞の予報です、よくわかりませんが、新聞の記事によりますといふと、この特別年金委員会の答申は、従来のような理想的なものでなくして、実施可能な範囲内で答申するつもりである。従つて、それを取り上げない、誠意のない政府の態度であるならば、われわれ委員は総辞退するといふやうな形の意味表示までなされていふのであります。従来、ああいう各種の委員会が諸問をなさつても、この前申し上げたやうに、御都

合のいいところはおとりになるが、御都合の悪いところはおとりにならないといふ傾向があるやうであります、今回の場合のように、実施しやすい、大の財政から見ても、これができるといふ場合において、いろいろな、党と党の關係だとか、あるいは行政官庁同志の、官庁制度の弊害と申しますか、セクシヨナリズムと申しますか、いろいろなことがあつて、従来はできることもできなかったやうな実態があつたわけでありまして。そういう点についての御所信を承りたいと思ひます。

○國務大臣(堀木謙三君) 早速、率直に申し上げて、厚生省がしつかりできな案を持つていないから、ああいう情勢に対抗して、力が出ないんじやないかとおつしやることは、私はそつとだと思ひます。その点につきましても、すでに郵政省の關係をごらん願つても、すでに、国鉄でありますとか、その他専売公社でありますとかいふやうなもの、共済組合制度ができたわけでありまして。私は、実はそう言つては申しわけになります、竹中さんよく御承知のやうに、六年間据え置かれたんです。ともかくも、私は、厚生大臣に就任いたしましたから、この問題だけは六年間据え置けることは申しわけないから、どうして自分でも解決しようと思つておる。実は、国民皆保険の推進の基礎的諸条件について、これは下手な例だといふ御批判も、曲つてはいる例だといふ御批判もありまして。私自身も、曲つてはいる例は存じておりますが、一挙に理想にはなかなか到達できないといふので、私としては、精一ぱいその基礎的諸条件の整備といふものについての

努力を傾注いたしましたして、そつとすれば、一応今社会保険の内容自身についてのいろいろな整備が必要だ、私はいまだに手直しが必要である、各社会保険について統一した思想のもとにやらなければならぬといふことは考えております。それから、おもなことは、国民年金制度をするかしないかといふことが一つの大きな柱として残つておるわけでありまして。従ひましてこの問題は、時間をかしていただければ、私は、医療問題と同じやうに、真剣に取り組んで、何とか国民のためにはかりたい。そして世論にこたへたいといふ決心で物事を進めておるわけでありまして。むろん、何と申しますか、医療協議会のように、事務當局案を出して、そしてそれについてのいろいろな世論を聞きながら考へていくという方法もございまして。しかし、この社会保障制度審議会の年金問題がかげましたり、五人委員会を作つてそれがつて実際に客問の構想を練つて、そしてまたに客問されようとする状況でありますならば、私はこの際、事務當局案を提示する段階ではないし、今までのすべての進行状況を見ておられます、まず御答申を受ける。むしろ、御答申を受けた場合に、事務がこれに照応した準備ができ、すみやかに御答申の内容について具体的な案が作成できるやうな私どもの準備ができるかできないかといふところ、これは現実問題に今日の問題でなく、経過的に起つて参りました段階に一番適応するいい方策はどれかといふことを考へてやりたいと思つておるわけでありまして。しかし、それだから、現状をすべて承認の上に立つて国民年金制度をすべきかどうかといふ問題については、先ほどお答え申し上げましたやうに、厚生大臣としては、なるべく国民年金制度の主旨を貫きたい。初めから妥協的な考え方もつてものをやりたくない。しかし、これに多くの抵抗が予想されることは、過去の事例が示しております。しかし、あえてその障害を排除しながらやつて参りたい、こゝういふふうに考へておりますやうな次第でございまして。決して初めから妥協を考へておるわけではございせん。

○木島虎藏君 ちよつとお尋ねしますけれども、農協関係の年金とかいふものが今問題になつておられますが、ああいうやうなものがかりにできまして、それからあとで一般的な国民年金制度ができたときには、その間の調整なり、あるいは統合なりといふやうなことはお考へになつておられますか。その辺のところを……

○國務大臣(堀木謙三君) その点は、もう、実は両省大臣の間なり、新聞に出しましたやうに、閣議で申し合せをいたしましたやうな事態で、これについて、将来年金制度との調整をはかるということに了解はできておるわけでありまして。ただそれだけ言つて、ほんとうは私の責任は済まないわけなんです。どういふ国民年金制度を作るかによつて調整統合といふ問題に入つて参ります。こゝういふふうに考へて、その問題についてまだお答えできる段階でない、こゝういふふうに申し上げておる次第でございまして。

○竹中恒夫君 もう一点お伺ひしたいんですが、いまの農協の年金の問題なんです、かりに農業共済組合法が

通つて、いよいよ年金を実施するといふ場合において、国民感情の上からいふて、農民をお世話するインテリと申しますか、知識のある、知識階級といわれる、そういう事務職員級のものが先に年金制度の恩恵に浴して、たとえわずかで、国家からの補助金をもらうて恩恵に浴する、そうして無知な、ほんとうに年金の必要な農民が一年なり二年なりおくれるわけです。これは私は、国民感情の上からいって、非常にまずい政治だと思ふので、そこで、一年なり二年なりの期間の短縮ということ、当然考えられなければならぬと思ふんですが、そういうような点について、何かこの前、総理と農村団体との話し合いのときに話が出たんでしょか。あるいはそういうことは全然考えずに、ただ職員のことだけ考えられたんでしょか。

○国務大臣(堀木三三) 私どもとしては、まさに竹中さんのおっしゃる通りに考えられる。今の年金制度を創設しておりますところの組合はみんな大組合である、あるいは官吏等であり、結局残されておるのは、今農協と農民の関係をとりになりまして、企業者の年金制度につきましても、同じような社会情勢ができておるんじゃないか。これでは私も申しわけない。で、できるだけ国民年金制度の創設を急がなければならぬという決心をいたしましたわけであり、同時に、これは、竹中さん御承知の上で私をお責めになるんだろと思ふんですが、諸外国の例を見ても、この制度をききまのついでには、ずいぶん慎重な調査と研究を重ねておるといふことを考えま

すと、率直に言つて、私が急ぐところを申し上げること自体が、自分の能力をはからぬことかとも思ふんですが、しかし、今言われましたような、社会におけるアンバランス、ことに、率直に言へば、恵まれた方がすでにできておるといふ点は、ひとり農民の關係だけではないと私は考えております。従いまして、私も、政治としては、当然今おっしゃつたことに重点を指向してやらなければならぬと思ふので、あえて急いでやりたいと思つておるような次第でございます。

○委員長(阿具根登君) ちょっと速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(阿具根登君) 速記をつけて下さい。

○山下義信君 前回この国民年金の問題に関連しまして、私の質疑の最終段階に、厚生年金会館の敷地の買入れの件につきまして、厚生省の報告を求めておきましたんですが、本日資料が配付せられたようでございますので、実はお願いがあるのですが、このことにつきましていろいろ承わりたいと思ふのでありますが、これは一つ、次の機会にやらしていただきたいと思ふ。

その前に、実はちょうど高田保険局長が出席でありますので、待つておりました。あなたとの質疑応答がしたいのです。それで、要領を得ないことでも、あるいはあなたの方が要領を得る。そうして実のある御答弁がいただけると思ふから、私は、この際ここで質疑をするのは、何も弁を好むのではない。要領を得ることが必要なんです。むしろあなたの方がいいと思つ

て待つておつたのです。ちよいどいい機会でありまして、何うのでありますか、実は厚生年金の積立金のことを明確にしておきたいと思ふのであります。これは、今でも現に数千億……どのくらいになるか、あなたからこれ一つ御説明をせられたいのです。が、この数千億になんかとする厚生年金の積立金をどうするかということ、これが非常に大問題なんです。それで私は、二十分くらいしか時間がありませんから、きょうは一、二について伺うのですが、この現在厚生省の持つてゐる厚生年金の積立金数千億をどうするか、やがて処分をせなければならぬ時が来る。それで、これは一つ、当委員会でもぜひ究明していただきたいと思ふ。それで私は一、二伺うのですが、主として数字になります。まず、厚生年金会館の問題をちよつと聞いておきましょう。

これは、前回の委員会で承わりますと、八億七千万円、約十億に近い金を投じてこの会館を作る。それで、厚生年金特別会計の金でこういう施設をやつていいということが、どこか法律か何かにありますか。

○政府委員(高田正巳君) 法律にございませう。年金保険法の七十九条に「政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。」七十九条でございます。

營、いろいろなことを聞かなければわからぬですけれども、まあこれも一つの問題ですが、そういう会館を建てて、だれが経営するのか、これを。

○政府委員(高田正巳君) 経営は、従来の福祉施設と同じように、厚生団といふふうな財団法人を考えております。まだ決定をいたしておりません。

○山下義信君 これはね、本末転倒で作るのに、だれが経営するのか、経営主体をきめずにそういう金を使うといふことは、金の使い方が放漫です。計画が粗雑です。だれが経営するかといふことは重大です。私はそう思ふので、建設費がかつて、まだその一番肝心の、だれが経営するかといふことがきまつていないといふことは、私はこれはいかんと思ふのです。それで、厚生省が直営でやるならば、直接その運営に當るならば、そういう措置をとらなかならぬでしょう。それから、厚生団といふ団体にこれを委託経営させるならば、委託経営させるような方法をとらなければならぬ、いすれにしても、厚生省の措置が要るでしょう、こういう施設を持つたら、これは単に何でしよう、健康保険にあるような給付施設や、福利、福祉施設のようなものを作つて、そしてああいうものも、実は経営主体その他もあまいのままで、その間に物が建つて、それで、いつの間にかだれかがこれを経営してゐるという形では、これはちよつといかぬと思ふ。ですから、場合によりましては、あなたの方で方針がきまつておつたら、それぞれ所定の手続

をしなくちゃならぬのじゃないかと思ふ。その辺は保険局長、どう考えておられますか。

○政府委員(高田正巳君) もちろん、仰せのように、方針をきちつと定めましたならば、所定の手続は必要と存じます。政府が直接経営いたすといふことも、これはあり得るわけでございますが、施設の性格上、役人がやるにはどうも不経済な経営をやりにかたない性格を役人というものは持つておられますので、むしろかかるべき団体に委託をいたしまして、経営をまかしたい、かような今気持ちを持つております。しかし、まだ最終的には決定をいたしておりません。

○山下義信君 私はこの際、資料として、従来厚生省が厚生年金病院の管理をしておりますか、そういうものをやらして、また今度、厚生年金会館をあるいは委託経営させようとしておるといふ、この厚生団といふものの、この寄付行為、役員氏名、並びに最近の決算報告書等々、厚生団の全体がよくわかるために必要な資料を一つ次回までに出していただきたい。それとあわせて、この厚生年金会館のあり方等につきましても何つてみたいと思ひますから、そういうふうにお願ひをしておきます。

それからいまいつは、今が三十三年でありまして、三十四年、三十五年、三十六年、三十七年と、一般の給付が開始せられるときの三十七年度には、一体この積立金が幾らになる見通しであるかという点を、まず全体の額から聞いてみたい。

○政府委員(高田正巳君) ただいま、三十三年一月末現在では、山下先生が今仰せになりましたように、二百九十六億何がしになっております。ただしこれは、そのうち積立金が千九百一億程度でございまして、いわゆる余裕金という形で、これはすぐ積立金になるわけにございまして、余裕金という形によって二百九十五億持っております。それで、合計をいたしますと、二千九百九十六億というに相なるわけにございまして、これが三十七年に幾らになるかという御質問でございまして、

○山下義信君 三十三年度末を一つ、今年度の最終ですね。三十三年度のおしまいは幾らになるかということを一ぺん言うとして下さい。

○政府委員(高田正巳君) 二十九年に大改正をいたしまして、そのときに、この積立金の額を含めての財政計画を立てておられるわけにございまして、それによりまして、三十三年末が二千五百六十三億余円、それから、三十七年の末が四千五百億ちやうど、はしたが九千万円ほどになっておりますが、大体こういう見通しで財政計画を立てておられるわけにございまして、実際の推移は、被保険者の数その他によりまして若干狂いがあるかと思いますが、それらに付きましては、五年ごとのやりかえというところが法律に予定されております

て、三十三年度中にそれらを検討いたしまして、厚生年金保険法の改正を次の国会あたりにお願いをいたしたい、こういう予定でございまして。

○山下義信君 さしあたっては、約二千五百億の積立金を持つておる。それから、厚生年金が、一般的に年金の給付が始まるころには約四千五百億、こういうこと、わかりましたが、そこで、昨年はこの厚生年金の積立金の利子が百十六億二千五百万円ですか、百十六億ほどの利子をもろうた。今年、利子は幾ら入ることになっていきますか。

○政府委員(高田正巳君) ただいま御指摘になりました百十六億というのが三十二年度でございまして、それから、三十三年度の予算見込みにおきましては、百四十八億九千万円ばかりになります。

○山下義信君 さしあたっては二千五百億ほどの年金積立金を持つておる。これが三年ほどすると、五千億に近い積立金になる。それから、今さしあたっては、この金を全部大蔵省に預託して、預金部の資金にされて、その方から利子を去年は百十億余りもらった。ことはまあ百四十億余りもらうことになっていると、こういう厚生年金積立金の現状なんです。

まだもう一つありますけれどもね。これから伺いますが、まず、こういう金がどうなるかという問題です。この金をどうするかという問題ですね。また、この金を現在厚生省はどうしておるかということなんです。これはも、昔から問題になっておることであって、今さら新しい問題でも何でもありません。しかし、数年前以前の、まだ積立金がこれほどに巨額になって

いないときと今日とは、同じ問題であつても、これは問題のウエートが違つてくる。いわんや、この厚生年金積立金を、これがこのまゝの状態ですうと続いて、あなたの方の計算しているように、この積立金方式を使えば、先でこの積立金の利子で年金の支給ができるようにするためには、二兆何千億という積立金までやつていかなければ、積立金方式というものはやめていけません。そこで、この積立金は、どこかで何とかこの方式に手をつけていかなきゃならぬことが、そんなに遠いときの話でせんども、もうさしあたって目途に迫つておる。国民年金制度をどうするかという問題の中には、積立金をどうするかということがすぐくつついてくることなんです。それで、こういうことに対して厚生大臣が何も考えを持っていない、こんなばかげた話は、まじめな所じゃできない、実際のところを言うならば、しかし、

すぐこゝろに言うに火がついてきて、うしろから追つかけてくる。ですから、現在持つておる二千数百億の厚生年金積立金、これは、まごまごしておるといふと、すぐこれが四千億、五千億になってくる。そうして、いつまでも知らぬ顔で、ほおかぶりして、被保険者にどんどんこういう積立金をさせておいて、どこまでするかということも、もうすでにその方針を明確にせにやならぬ段階に來ておる。これも、国民年金制度の構想を立てる中の大きな一つの重点です。そういうことに對して、一向考えも何にもないと言われたんでは、これらに關係するわれわれ委員としては黙っておられん、実にこれは。

そういうことよりも……それじゃ一つづつ聞こう。今度農業共済の組合ができて、これらが脱退するね。この積立金にどういふ影響が来ますか。およそその金額を、まだ農共じゃあまりそ巨額にならぬか。

○政府委員(高田正巳君) まだ詳細の金額の計算をいたしていませんが、大体の見込みをいたしましては、三十億見当ではないか、それを分けるというに相なると思ひます。

○山下義信君 まあ三十億くらいのことでは、まだまださほどでないでしょう。それは、中政連が考えているような、中小企業の年金を別途にして、現在の加入者が脱退すると、この積立金にはどれだけの額が響いてきますか。

○政府委員(高田正巳君) 中政連の考え方というものは、実はまだ私どもにもはつきりその中身がよくつかめておりません。と申しますのは、表面的には、退職一時金を出すんだということが要綱等には書いてあります。それでありますれば、別に一時金を出すために、そういう年金というよりなものを出すというよりなことは変な話になりますので、そういうことにはなりません。この積立金を分けたとか、あるいは、年金保険から抜けたとかいふ問題は起つて参らない理屈になるわけでありまして、同時にまた、それでは先方がははれるので、年金をやつて、厚生年金から脱退するといふふうなことをも考へておられるようであると、かにそういうふうなことを仮定して考へますと、これは、被保険者の数等が正確に、該当する者がどの程度になるかという、そのことがまだ正確に把握

できませんので、その金額はいくらとすることは計算をいたしかねますけれども、非常に多くの部分、まあたゞいまの積立金の半分以上、五割ないし六割程度のものは持つて出るといふ格好になるだろうと推察をいたします。その被保険者等の数字の予想から申しますと、さうに考へております。

○山下義信君 私は、農業共済組合の今度の企図が厚生年金にプラス・アルファする考え方だから、いいわいという考え方ならば、そういう考え方を通すならば、中政連もこれだけのプラス・アルファの考え方だ。しかし、そういう、厚生年金はたよりにできないから、厚生年金から脱退して、われわれは別個の年金制度を立てるのだというところになってきてやるといふことになる、保険局長ね。かりにそう

なつた場合にはどうなるかと言ひたら、半分、数千億の積立金を持つていかれてしまふのです。何にも残らぬじゃありませんか。しかも、数年後に四千五百億、三十七年度には約五千億に近い積立金を持つていなければならぬのであつて、そういう計画も縮くずれになります。それから、厚生年金のやり方、また残留したものはいくらく対象としての、依然として続けていく運営の上にも、こんな中途でこれだけの積立金を縮くずして持つていかれてしまつたのでは、これは何にもならない。厚生年金は全滅ですよ。ですから、厚生年金は、厚生年金を基本的に維持していくのか、厚生年金はつぶして、残つたものをほんのちよつぴりこれを世話していくという建前をとるかということの重大な関頭に立つ

ているのです。私はそう思う。それから、いつも政府の逃げ口上であります。これ以上はもうやらぬ、この農業共済が、これが今度でしまいでしょ、そんなことを言つたつて、当てにならぬのであつて、中政連の年金法案が議員立法で出たら、あれは議員がするものであるから、政府が知つたことではないのであるという逃げ口上をやります。私は、これは、厚生年金はこのままでは全滅すると思う。私は、中政連は、中政連の年金制度の構想は捨てぬと思う。これは、厚生年金が危機に瀕し、厚生年金が全滅しようかというところは、国民年金制度をどう考えたからといつて、この基本的な被用者保険の、厚生年金の根底がゆらいだのでは何にもできない。あなた方がA案、B案、C案、D案を何ぼ作つたからつて、社会保障審議会が何の口説を繰り返したからつて、この被用者保険の厚生年金制度を、これをむちゃくちゃにして、この積立金はもうずたずたに切り取りに合つていくといふことになりまふと、やろうたつてできない。まあそういうことで、事態は非常に、厚生年金制度に関する限りは、私は危機に瀕しておると思う。これは、一方においては国民年金制度をいろいろ関係者が、審議会や委員会や、あるいはいろいろな案を考へるはいいが、同時に、こういうような危機に對しては、これはもう総力をあげて防衛せねばならぬ問題だと思ふ。これを防衛せずにおいて、現実にくずれていつて、これを見のがしていつて、何の案を考へたからつて、何の案を書いたからといつて、何にもならぬことなんです。私は、これは議論ですからいたしませ

んが、そういうことなんです。ですから、事態は明確なんです、今二千五百億の積立金がある、実に巨額です。三年後には四千五百億になり、五千億になる。この方式を続けていくかいかぬかといふことが第一の問題。それから今度は、現実には、この二千五百億の積立金がもうばらばらにぶん取りに合おうとしかけておる、こういうことなんです。しかも、一つの問題としては、この積立金が全部大蔵省の手に握られておる。この積立金を持つておるというものは名前だけであつて、厚生省にはない。この金は大蔵省にある。そうして利息をちよつぱり、涙金ほどもらつておる。ですから、三十二年度は百十六億円の利息をもらつておる。そうして三千億近い金を大蔵省に預けて、そうして三十三年度は、わずかに百四十億程度のおちよつぱりの利息をもらつておる。こういう状態である。こういうことなんです。それだから、厚生年金は、厚生省にある厚生年金会計であるとはいひながら、これは、厚生省ではどうにもならぬ金なんです。こういうことなんです。

そこで、私が伺いますのは、これは問題ですから伺いますのは、さしあつては、昔から議論されておる厚生年金の還元融資の問題ですね。これが非常に私は不都合だと思ふのです。結局、この三千億に近い金を、これを被保険者のために、被保険者だけとは私は言わぬが、事業主も一緒にいいが、厚生年金関係者のためにこれを活用することができないという現状ですね、これは、昨年も七十五億、しかも、昨年の七十五億のうち十億はちよつと待つてといふ、今年も同様に七十五億、

数年前は、わずかに十億か二十億しか使わせなかつた。さういふことに実は被保険者も不満を感じ、関係者も非常に厚生年金の積立金の運用については非難をしておる。これは、今の段階では、どうしてもこの程度しか還元融資は許しませんか。どういふことになつておるのですか。

○政府委員(高田正巳君) 還元融資はこの程度しか許さないかといふ御質問でございますが、実は私も、いろいろ財政資金運用計画でございますが、財政投融資のあの計画を決定いたしましたるにつきますと、財政当局との間にいろいろ折衝を重ねておるのでございます。御指摘のように、三十二年は、本年度は七十五億といふことに一応ワクがきまりましたけれども、十億は繰り延べといふことになりました。六十五億でございます。本年度は、来年は七十五億、それに、本年繰り延べた分の五億を解除するといふことで、実質的には八十億というワクになるわけでございますが、さういふ程度にしか至つておりません。ただ、われわれといたしましては、先生御指摘のように、この金は、実際に出したものに対して還元融資をするのであるから、従つて、他の財政投融資の金の配分等よりは比較的、財政当局といたしましては、私どもの言うことを聞いてくれるわけでございます。しかしながら、決して満足な金額ではございません。

なお、前段に、財政積立金の管理運用の方法につきまして、根本的な先生の御意見が御開陳になりました。実はその点は、厚生年金制度の根本問題の一つでございます。私も、これを

をたたいまどうするかといふ具体案を持つてはおりませんけれども、このままでいいとは思つておりません。従いまして、来年は、厚生年金保険の制度全般にわたつて、今の財政計画から、利率から、いろいろ検討いたさなければならぬ時期に到達をいたしております。従いまして、おそろくたいたすの見込みでは、厚生年金保険の方の相当大幅な改正をいたさなければならぬ。その際にこの問題を、ただいま御指摘になりました積立金の運用の問題につきましても、私どもの検討を加へまして、法律的に何らかの措置をとるようなことをしないと、ただ、どちらの方向に、どういふふう具体的にといふことになつておる、ただいまのところ、そこまで考えが熟しておらないような段階でございます。

○山下義信君 これは、局長も言われましたから、私も付言しますが、早急に問題を、厚生省として根本的の方針を私は決定する必要があると思ふ。今のような運営方式をとつておつたのでは、これは、厚生年金法の本旨にもとりますし、また、いろいろ関連して各般の……たとえば、国家公務員共済組合法等についての国家公務員共済組合等については、大蔵省と総理府との論争の一点も、運用問題に関連があるのですが、やはり根本的には、私は、さつぱりとした方針を立てて、しかも早くそれを打ち出していかないと、いゝのではなかつたかと思ふ。それは根本問題ですから、別途に議るとしておきまして、さしあつては、この還元融資の額をできるだけ増額しようといふことについて、政治的にこれは厚生大臣が、一つの大きな問題として、大蔵大臣に交渉してみたいといふことはないので、私は臆断に聞かないのですが。

○政府委員(高田正巳君) 実はこれは、まだ小さい額の時には、事務当局同士の話し合い程度で、毎年事務当局が納得する程度の予算の額を計上しておりましたので、あまり問題がなかつたのですが、こゝ、二年、本年度のワクがきまりましたとき、また来年度の、今回の財政投融資計画がきります際、こゝ、二年のところでございまして、大臣にもいろいろ御心配を願つて、現実に大臣にはお話をいただいて、ワクがふえたといふようなこともあるのであります。これは、ただ最近のこゝ、二年の状況でございます。その前は、事務当局同士の話し合いで大体ものをきめておつた、こゝいうふうな内部の事情でございます。

○山下義信君 あなたに聞くのはまあ適當でないと思ふのですが、私は臆断にして聞かないのですが、厚生大臣が厚生年金その他の運用について、大蔵大臣と相当強く交渉したといふことは、臆断にして聞かないのです。おそらく強くさういふことが大きな問題として取り上げて、ぶつかつていくといふことをやつていないのだと思ふ。非常に私は遺憾なんです。そこで、わざかに七十五億ほどの金を、還元融資と称して、昨年と同じようなことをやる。金額が非常に少い上に、この七十五億のしかも融資する融資先ですね。これは、厚生省を責めるよりは、むしろ大蔵省をたたかなければならぬかも知れませんが、これは、ほとんど大部分が大企業の融資ですね。こゝいふ状態を保険局長はどう考えられますか。

○政府委員(高田正巳君) 形式的には、融資先は地方団体に融資いたしております。地方団体が直接融資をす

るが、

るが、

るが、

るが、

るといふような形式をとっておりません。それで、その転貸先が、大企業に偏しておるのではないかと御指摘でございますが、確かに回収というのを考えなければなりませんので、そのような取扱いは過去においては多かったのですが、最近においては、それは、大きい事業主のところには働いている被保険者しか均等にない。そういうことであつては困るんじゃないかといふことで、何とか小さい事業場の被保険者、事業主等にもこれを均等にさせたいと、それを小さい事業場に直接融資すると、事業の盛衰によつて回収不能ということになるおそれもございまして、従つて、これらの小事業場の事業主、被保険者等の希望がある場合には、公共団体がかわつて融資を受けて、そしてたとえば、住宅であれば、小さい事業主とのリンクをして、小さい事業主の被保険者に貸すというふうな方法を講じておるのであります。この方法によつて、公共団体といふものを通じて、私どもとしてはその方のあれをいたしておるわけでございます。今後、その方面の小事業場に対して、どういふふうには考えていくかといふことにつきましては、より一そう研究を加えたい。かように考えておるわけでございます。

○山下義信君 時間を取つて恐縮ですが、質疑は端折りますが、これは根本的に検討して、改めて下さい。これは、たとえば住宅の融資でも、三百名以上の事業場でなければ融資しない。それから、今あなたが言つたような、地方公共団体を通ずるのであつても、たとえば市でも、三十万人以上の都市でなければならぬ。あるいは勤労者の住宅も、組合員三百名以上の会社でなければならぬ。融資をしない。それから、病院の融資にしても、一千名以上の事業場の病院、診療所でなければ融資をしない。健康保険組合でも、一千名以上の被保険者がある病院、療養所でなければならぬ。ことにおかしなのは、日赤とか、済生会という名前を掲げて条件にしておるというふうなこと、これは、今後は改める必要があると私は思う。それで、これは、そんな中小企業に貸したら、回収が不能だからといふようなことを言つたら、中小企業の金融機関といふものは皆やめなければならぬ。一がいにそういうことを言う、金融機関の、国民金融公庫じゃ、中金じゃ、何じゃといふ、中小企業対象の金融機関といふのは、皆やめなきゃならぬ。こういうことを言うのではないのであります。根本的に、これは将来の全般的積立金の運用の基本的な問題もあつますが、同時に、その融資先、条件等につきましても考えて、これを改める考えがあるかどうかといふことをもう一ぺん、念のために聞いておきたいと思つてます。

○政府委員(高田正巳君) この融資条件につきましては、私もいろいろ検討を加えて参りたいと思つてます。関係各省もあることではありますので、私もだけの一存で直ちに變更を加えることも、必ずしも容易ではないわけではあります。十分話し合ひをいたしまして、御指摘のような点につきましても十分配慮しながら、融資、条件の再検討をいたしたい、かように考えております。

○山下義信君 私は、資料として要求します。最近三カ年間の厚生年金積立金の融資の申し込みと、それに融資をするのを決定したことの状況がわかるような資料を一つ出していただきたらいい。

それで、最後にお尋ねしておきたいことは、一体この融資の決定は、どこでするのです。これも将来、これは厚生年金法の改正のときに考えなきゃならぬが、現在はどうしておるか。

○政府委員(高田正巳君) これは、厚生省がインシアチブをとりますが、厚生省、それから大蔵省、それから地方自治庁、この三省協議でございます。

○山下義信君 ばく然として、それはよろしいですがね。あなたの方の、厚生省の所管の中では、一体この融資の決定はどういう方法で、いかなる機関を経てやるのですか。ないのでしょ、こういう機関は。

○政府委員(高田正巳君) 私どもの方では、保険局の局議にかけてきめるのでございまして。別にそこに、諮問機関とか何とかといふものはございせん。

○山下義信君 それで、これはあなたの方の事務だとすれば、それまでのことでありまして、しかし、将来金額も多くなり、いろいろに融資活用を促進に公平にやる、所望の目的に向つて善処していくといふことになれば、この積立金の運用について、何らか公正な機関というものが必要ではないかと私は思う。局議にかけるのは、もうろしかりでしよう。しかし、こういう融資といふような、まあ百億に近い金をだれに貸し付けるかといふことはね。なかなか相当の金額です。この貸し付けをするといふことに、それはあやまちはないと思ふ。あやまちはないと思ふけれども、それが公平無私に、ガラス張りの中で、百五十件の申し込みがあつた中に何件決定した、その決定は、こういうわけで決定した、こういう審査をして決定したといふことが明確になることが私は望ましいと思ふ。これはね。いわゆる厚生年金財団じゃないのです。あなたの方は、それで、自分の金でもないのだから、それから、これらの運用、貸し付け等につきましても、適当な、しかも被保険者の代表等が加つたような適当な機関がこれにあれば、私は非常にいいんではないかと、こう思ふ。えてしてそういうことにはない。ことに信望の厚い高田局長においては、私は安心するけれども、力の強い者は勝つていく。運動、請託が行われるといふことにはないと思ふけれども、あつてはいかないのであつて、所定の申し込みをすれば、審査会が審査会にかけられて、ガラス張りの中で審査してもらつて、そして貸してあげれば貸してもらへるというふうにして、おくことが望ましいのではないかと思ふ。将来こういふような厚生年金の積立金の運用については、基本的な、新たな方法を打ち出していかなくやならぬが、こういう一部融資の貸付等についての運用については、適当な方法あるいは機関等を考える必要があると思ふ。局長の所見はどうですか。

○政府委員(高田正巳君) 御趣旨ごもつとも私も存じます。研究をいたしたいと思つてます。ただ、たとえば地方起債を認可いたしましたし、いろいろ融資をやつておる際にも、そういう機関を経てやつておるところもあるかもしれないけれども、やはり役所の事務としてやつておるところが大部分ではないかといふふうに私も考えております。そういう関係と、いま一つは、わが省で、これは一省限りで認めるわけにいかない。相手方が地方でありますれば、やはり自治庁の關係が出て参ります。全部が、先ほど申しましたように、地方団体の転貸といふような形をとつております。それから、大蔵省もこれは権限を持つてくる。従つて、わが省だけでそういうものを作つてみて、どういふことになるかといふふうな点もちよつと心配でございします。しかし、それらの点もあわせまして、御趣旨はごもつとも存じます。それで、そういうふうな方向に、何かうまい知恵が出るかどうか、一つ検討いたしてみたいと、かように考えております。

○高野一夫君 関連して。私は、今山下委員の御質疑、御意見、なるほどもつともだと思つてます。これは、一般の、農林省とかそのほか自治庁あたりで補助金を出すとか、起債のワクを手えるとかといふようなものと違ひまして、おつしやる通りに、厚生年金の本質からかんがへまして、この融資については、特段の審査状況、別な方法があつてしかるべきだと考えるので、この点は、私の方から一つ厚生省に對しまして、何か適確なる審査機関を設けるとか、審査方法についてあらためて研究おきを願ひたい。私も、この点について要請をしておきたいと思つてます。

○大谷實雄君 私、山下委員と御一緒に、フィリピン方面の御遺骨をお迎えに参りました銀河丸に行つておりました、おくれで参つたわけでありまして、すでに御説明があつたかと思ひま

すが、この厚生年金会館の敷地を購入されたということですが、これは、ここに決算委員長もおられますが、この日本勧業銀行だけが評価したのか。なお、それらにつきましても、この他の機関においても評価をしたのかどうか。その点をお尋ねしたい。

○政府委員(高田正巳君) 正式に評価をお願いしたのは、勧銀だけでございます。

○大谷實雄君 私は先般、電電公社等の会計検査院の指摘事項につきまして、大阪へ行ってきたのです。電電公社等におきましては、あるいは請負契約をする場合、あるいは物品購入をする場合、あるいは土地の購入をする場合、建築はもちろん、もう非常な慎重をきわめて、この各業者等に当って、その上でその決定をするというより、まあ非常に、国民の税金をもつてまかなう問題につきましても、こまかい心配りをしておられることに、私は非常に感心をいたしました。従ってこういうものは、少しでも公正に、安く手に入れるということが大事だと思ふのですが、この勧業銀行一つだけにまたれてしまうということであつては、私はならないのじゃないか。かように思ふのですが、その点はいかがでありますか。

○政府委員(高田正巳君) この土地を購入いたしますにつきましても、実は相当慎重にやつたつもりでございます。この施設の性格から申しまして、相当な坪数と、それからまた、場所柄等も、足場等も考えなければなりませんので、都内に二、三十万程度の候補地を物色いたしました。実はいろいろ検討を重ねまして、私どもの方では、希望をいたしました。また先方の都合でだめだとか、先方が非常に御希望になりまして、こちらの方がだめだ、どうも調子がよくないというふうなことで、実は第一候補、第二候補、候補地をあげまして、だんだんしぼって、諸般の情勢がここに落ちついたわけでございます。で、これを購入いたしまする際に、正式には勧銀一カ所の評価だけでやつたのは非常に軽率ではないか、こういう御指摘でございますが、振り返つてみまして、あるいはいろいろことも申せるかと存じますが、まあその方では一番専門家の銀行でございます。私どももいたしまして、その評価を中心にして、まあお附近の売買価格等も一、二調べたりいたしました。これを購入いたしました。山下先生の御質問に對して資料を提出してございまして、その資料の御説明をかねて御説明いたしたいと存じておりますが、さうなことでございまして、なるほど一カ所だけじゃ不十分じゃないかというおしかりであるとすれば、それはもう少しやつた方がよかつた。しかし、これを購入いたしますにつきましても、決してさういふかげんにやつたつもりではございません。この点は、一つよろしくお願いいたします。

○政府委員(高田正巳君) この土地を購入いたしますにつきましても、実は相当慎重にやつたつもりでございます。この施設の性格から申しまして、相当な坪数と、それからまた、場所柄等も、足場等も考えなければなりませんので、都内に二、三十万程度の候補地を物色いたしました。実はいろいろ検討を重ねまして、私どもの方では、希望をいたしました。また先方の都合でだめだとか、先方が非常に御希望になりまして、こちらの方がだめだ、どうも調子がよくないというふうなことで、実は第一候補、第二候補、候補地をあげまして、だんだんしぼって、諸般の情勢がここに落ちついたわけでございます。で、これを購入いたしまする際に、正式には勧銀一カ所の評価だけでやつたのは非常に軽率ではないか、こういう御指摘でございますが、振り返つてみまして、あるいはいろいろことも申せるかと存じますが、まあその方では一番専門家の銀行でございます。私どももいたしまして、その評価を中心にして、まあお附近の売買価格等も一、二調べたりいたしました。これを購入いたしました。山下先生の御質問に對して資料を提出してございまして、その資料の御説明をかねて御説明いたしたいと存じておりますが、さうなことでございまして、なるほど一カ所だけじゃ不十分じゃないかというおしかりであるとすれば、それはもう少しやつた方がよかつた。しかし、これを購入いたしますにつきましても、決してさういふかげんにやつたつもりではございません。この点は、一つよろしくお願いいたします。

○大谷實雄君 済んだことをかれこれ言うわけではございませんが、今この電電公社等におきましては、きわめて慎重な態度をもつて国民の金の支出につきまして配慮もいたしておられますので、今後十分慎重にお取り計らいをいたした方がよいのじゃないかということを申し上げておきます。

○委員長(阿具根登君) 速記を落して……

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を起して下さい。

本件に対する本日の調査は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

休憩いたします。

午後二時三十一分開会

○委員長(阿具根登君) 再開いたします。

旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○山本經勝君 尾村部長にお伺いをいたしたいのですが、この間、前回の委員会で御質問申し上げた中で、旅館従業員の待遇等に関する具体的な資料が集め得られるかどうか、その点、お伺いしておたのですが……

〔委員長退席、理事木島虎蔵君着席〕

○政府委員(尾村傳久君) 旅館従業員の種類の数というふうなものは、これは、手元にありますのがちよつと古くなつておりますので、これは、年度ごとに最新のものを今集めてございしますが、こういうふうな資料は集まると思ひます。

それから、この前の御質問にございしました、それらの従業員の給与の形がどういふふうになつておるか、これをやはり統計的にまずつかまなければい

かぬわけでございますが、これは、官庁関係では、そのような形は現在のところないやうでございます。厚生省にもございませぬので、この給料の調べは……。実際問題として、旅館の組合が少くともある程度持つてゐるのではないかと、また全国の連合会として同業組合は充足しておりますが、旧来二つに分れておりました方の幹部と、それから東京都の同業組合の方はすでに充足しておりますので、この方に、この前の委員会の直後、直ちに連絡をとりまして調べましたが、既存のこれに関する資料は、組合自身も持つておらぬという回答でございます。で、現在のところは、手持ちの資料は確かにないわけでございますが、これをやるにいたしましては、一番的確なものを得るためには、結局営業許可権を持つております府県の衛生部を通じて、それによつて得るしか、官庁側から見た的確なものは得られない。あとは労働関係で、監督署の方でいろいろ事業場の労働条件等の観点から、これを今度、これは権限をもつて収集できるわけでございますから、これをお願いする。これは実際は、こちらからお願いするなり、あるいは労働省自身の労働関係のこれは権限にもなつておりますので、この形で得る。これが客観的につかめる一番正しい資料じゃないか。それで、組合の方にも、むろん集められるだけの資料は要望しておりますが、これはしかし、業者が出すこととございまして、この間からの御質問の趣旨から見ますと、こちらの思ふ通りの信憑性というものについては、これは官庁のものとあわせませんと、

必ずしも的確ではないと思ひます。そういうルートでこれから調査をすれば、これは集まるかと思ひますが、相當時間がかかるかと思ひます。

○山本經勝君 今お配りをいたしたい、旅館業法第八條関係犯罪の発生状況調というものの中にも、風俗営業取締法の規定に関するものと、それから、刑法第八十二條の罪、淫行勧誘ですか、それから、婦女に淫淫をさせた者等の処罰に関する勅令九号、こういうふうな事案が、相当これはあるやうでございますが、これで本法によつて営業を停止する、あるいは許可を取り消すというふうな事態があつたのは、件数にしてどれくらいありますか。

○政府委員(尾村傳久君) ただいまお配りいたしました資料は、警察庁からもらいました。昨年の一月から十二月までのこれは送致いたしました総件数でございます。昨年の旅館業法のこれに關する改正が行われまして、さらに施行まで三月の期間がございまして、詳しいことがきまりまして、実施になつたわけでございますが、この期間に換算いたしますと、これが約半分以下、この適用対象になつた期間からいいますと、半分以下になるわけでございますが、これに對しまして、現在までに営業停止を具体的に施行しましたもの、これは群馬県的一件と、それから福井県的一件がすでに営業停止の施行済みでございます。それから、現在これは聴聞会に必ずかけないといふかぬように法の方もなつておりますが、聴聞会を準備中のものが茨城県では三件、これは、近く聴聞を実施いたしました。さら

る、こういうことでございまして、さら

カードから台帳に、番頭なりあるいはまた旅館の主人が書き移して、そしてそれを使っているというところで、実際には、たとえば旅館の収益の実態、先に言われた、経営の内容等について立ち入って検査するということは困難でしょうが、しかし、課税の場合には基礎がしっかりつかめないうようなこと。最近聞くところによると、約十数人から二十名前後の従業員を使っておる、中の上クラスの旅館では、一カ月のチップが二十数万円にも上る。従って、かりに十人従業員がおつても、そのチップで十分その給与がまかなわれる。あるいはまかなつてなお余りがある。こういうようなこと、そうしますと、従業員のいわゆる待遇等については、実際に旅館の亭主が負担をせずに済むような実態になつておるようです。そういうような収益を上げておつて、しかも課税の際には、税金をうまくごまかしているというように、なともやられておるというのを聞いておるのですが、そういう点は、税金に關する限り大蔵省の所管でもありませんから、直接どうこうということはないのですが、少くとも言われたような、営業の適正化、あるいはこの衛生関係の視野から見ても、十分重要な問題である。こういう意味でのいわゆる行政監督や指導は、当然な事と思うのですが、そういう点で、何か改善をする必要があるというお考え方は、厚生省としてお持ちにならないのですか。

○政府委員(尾村傳久君) 今の客数の把握、あるいはいろいろな種類の客がその旅館を利用してゐるかという把握のために、法できめまして、さらに省令

でもこれを受けまして、宿泊人の名簿を作るといふことになつております。通牒でもさういふことになつておりますが、今のお話のように、カード式につづつたのを名簿としてみなすかどうか、これは絶対的にかぬというような点に触れまして、今まで具体的な指導をいたしておらなかつたのであります。が、やはり今のようないいかげんなカードでございまして、たとへこの法律に基いて必ず保存はしております。検査に行きました場合に、簡単に見分けにくくおろすと思つたので、この点はぜひ、営業の大事をつかむには一番大事な標準になるわけでございます。すので、一番標準の上るような形に整理、保存されるように、これは、われわれの方で検討いたしまして、至急そういう形を指導いたしたいと思つております。やはりこれは、旅館を官庁側が指導するには大事な窓口であらうかと、かように存じております。

○山本経勝君 環境法との関係になるかとも思いますが、いわゆる旅館の経営の実態等をたとえば保健所等から、出先の方から直接立ち入り検査等をさした実例がありますか。

○政府委員(尾村傳久君) これはまだ、同業組合が発足して、適正化規定の申請に基づきまして、これの判断をするために、実際には具体的にやること、今後は起るかと思つて、これが少し進みますと、ふだんから定期的に、かような問題を法律の権限に基いて把握いたしておきまして、次々ともし出る適正化規定の場合には、あらかじめ判断の資料がつかめると、かようにいたしたいと思つておりますが、現在のところは、かような立ち入り検査が今度

の同業組合法に基きましてできるという形は、これは、もうよく府県も徹底いたしておきまして、いよいよ近くさうな形に、この問題は進むかと思つて、今のところ、すでにそれを終つた事例はまだたくさんあります。ただ、この場合に、実は府県側で、非常なために手数を要するので、このための特別な人の用意というところが、先般からやかましく言われまして、来年度の予算も、一応国の委託予算というところも考えたのでございまして、いろいろな事情から、現在のところ、交付税によりましてこれを明白にいたしました。この環境関係の実態調査に要する費用、ことに人の数というものがよくや政府部内で話し合ひができました。四月からはこれが配賦になるので、この専門の人間を雇つて、今のようなお話が着々と準備できると、かように存じております。

○山本経勝君 かりに、給与等を固定給にすることのために経営が成り立たぬと、こゝろよりな事例があつたことがあります。

○政府委員(尾村傳久君) 固定給をやるについては経営が成り立たぬというところは、今まで直接なり、あるいは府県を通じて、今のところ、さうなことを聞いた事例はございませぬ。

○山本経勝君 大体聞くところによりまして、最低三千円くらいから始まつて、四千円、五千円というのが、一番多い。固定給がかりにあつても、そういう線で、それに若干のチップの分け前をもらつて、こゝろよりな形です。非常に安いのですが、安い

形で、しかも病気になるやうな形は、普通に医療費を払つていかなければならぬ。長く一所にとどまつておるというところが不可能になつて、転々とかわるというやうな実情も、否定はできぬと思つて、こゝろよりな状態は、旅館業法から見ても、あるいは環境法から見ても、改善を要する点だと思つて、こゝろよりな点について、厚生省として具体的な何らかの指導の方法等が考へられておるかどうか、こゝろよりな点一つ伺いたいと思つております。

○政府委員(尾村傳久君) 主として同業組合の経営の健全化の筋から指導したいと思つて、今のある程度の固定給の制度を各旅館が共同してきめるというところは、非常にわれわれとしても、適切であり、望ましいと思つて、さうな線で指導したいと思つております。私は、従来こゝろよりな点はお聞きしております。個々の旅館がいろいろな形で変革しようと思つたとしても、さうな起る、他の旅館に客を奪われるというやうなことで、なかなかちやうちやうと、こゝろよりなことで、さういふことでは、しばしば耳にしておりますので、さうな点も、今までかようなことを指導するのには非常に難点でございまして、今度は、同業組合である程度かなりきつて、これは指導できますので、今度こそさうな点は共同してやれるというところで、さういふことではないか、かように存じております。

○松澤靖介君 関連して、今、料金の規定を設けるといふお話を承つたのですが、この料金の規定を設けることについて、私は、二つ考えなければならぬ点があるかと思つて、一つは、料金というものが非常に安いものである。昨年問題になりました鳩森の、特殊な旅館形態かもしれませんが、あゝいうふうになる場合と、非常に暴利的な高い料金を取るというやうな、この二つの場合があると思つて、それについて中庸的におやりになるのか、あるいはまた、組合などに自主的におまかせするのか、こゝろよりな点をお聞きしたいと思つております。

○政府委員(尾村傳久君) 今の料金といたしまして、客から取る料金制度の問題かと存じますが、この点は、今度の同業組合の適正化規定の中に、今の料金の問題と、それから営業方法、これはいづれも過度競争があつた場合と、いふことになりまして、これをきめまして、申請をいたしまして、審議会を通して、さらに公正委員会と協議いたしまして、その結果適正と認めますと、府県知事がそれを認可すると、こゝろよりな点になつております。認可いたしますと、これは、法的にその取りきめが効果を発すると、こゝろよりな点になつておりますが、その場合に考えられますのは、過度競争という条件になつておりますので、この適正化規定によつて盛られますものは、まずまず最低料金といふことが予定されるわけでございます。最高の方は、あまり高くすればお客が来ませんから、むしろダンピングをやつて、客だけをとにかく吸収しようというの、適正な、何とか原価に合ふ最低のところを共同できめ合つて、そこを守つて客を分配しようとする、しかもその料金は、さう不適正ではない、こゝろよりな点があつるかと思つて、最高の方は、これ

は全然予定されないという見込みであります。この同業組合の適正化規定は、ちょうど今浴場にやっておりますような、物統的な、上を押えるというふうなことはないわけでありまして、今のより自主的にダンピングをとどめる、そのダンピングのために、衛生施設もできぬようなむちゃなことをやるといふことを共同でとどめよう、こういうところにあるわけでございますので、この点はおそらく避け得るであらうかと、こういうふうに思っております。

それから、先ほど私が申し上げました八条の四号にございます営業の健全化の指導という点になりますと、先ほどから申し上げましたように、チップ制度をあるいは公けにして、宿泊料全体に含めるということによって、今の従業員の待遇も十分計算できて支払える、あるいは従業員の福利厚生ないしはいろいろな待遇問題、こういうふうなことを含めてこれは指導する。ただし、これは、法的な抑制力はない状況でございますので、組合があくまで自主的にきめるわけでありまして、そのきめ方につきましては、行政当局が指導いたしますが、これに違反した場合に、罰金を取るとかいうような条項にはなっておらずに、あくまでも自主的な関係になっていくわけでありまして、

○松澤靖介君 今のお話、大体わかりますが、ある場所に二つの組合あるいは三つの組合なんて、そういうことがあり得るのかどうか。
○政府委員(尾村傳久君) これはもう、県を通じて、旅館業につきましては一組合であります。あとは支部

という形で、たとえば市とか、あるいは郡単位、あくまで組合の中の支部という形でございまして、法的にいろいろなことができませんのは、県一つであります。

○松澤靖介君 一つということでありまして、組合に加入しないで、その旅館業といえますか、そういうことをやることはできるかどうか。
○政府委員(尾村傳久君) これは加入は自由になっております。脱退も自由になっておりますが、同業組合を県で作る場合には、同じ種類のたとえば旅館業でありますと、旅館業の三分の二以上が組合に入りますというところで賛意を表しませんと、同業組合ができぬようになつております。従いまして、同業組合ができれば、少くとも全部の三分の二はこれに入る。むろん全部が入つておる業種もございしますが、さうな形になつております。

○松澤靖介君 いろいろ指導なさる場合において、万遺憾なきようおやりになると思いますが、私の方のある所で、今非常に心配されておるのは、非常に安い料金で、いわゆる去年東京で問題になつておりました鳩森のあいう形態の旅館をまねしてやるような業者が起きつつあるというふうなことを聞いておるのですが、そういう点について、どういう取締りの方針といえますか、指導のお考えですか、それをお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(尾村傳久君) その組合に加入しないもので、今のような非常な低料金で、客だけを何でもかんでも一ぺんにかき集めてしまふというふうな場合の規制方法でございしますが、このようなものが出ますと、いわゆる組合

としては過度競争の実情が起つたりいたしまして、このようなことできぬような適正料金、最低料金の規定を実は作るわけでありまして、そして申請をしていくわけでありまして、その組合の言うことがもつとだというところが、公取なり審議会を通じて、これが出しましたものと官庁側で調べた原価計算の資料とにらみ合せて、適当となりますと、どうしてもさういふものが、さういふふうになつたのかかわらず、改めようとしないう場合には、これは法によりまして強制ができるわけでありまして、いわゆるアウト・サイダー規定と申しまして、これは、手続は非常に慎重になつておりますが、厚生省令でこれができるとなつておりますが、さうなことで、料金の面だけは、実際に過度競争的なものはだしものが起れば、組合を通じて変えさせる。それからもう一つ、鳩森式の低料金といふよりも、一般的な宿泊料金をひくやうなものでなく、あるいは短時間の利用とか、あるいはアベックに、ほとんど宿泊の目的というよりは、その場所だけを提供する、安く行つて数でこなすということでございます。これは、風俗関係といたしまして、旅館業法の方で取り締まれる。それから、究春防止法あるいは風俗営業の方で引かかるような問題は、その発動によりましてこれは是正するということになるわけでございます。ただ、昨年改正になりました旅館業法の五条に、さういふふうな風俗を乱すようなおそれのあるものは、旅館が断つても差しつかえないようになつております。ただ、業者

は、それを目的とするのでございまして、断つては、むしろ歓迎するかと申しますが、この精神からいいますと、ほかの一般客は断つてはいかない、さういふものは断つてはいかないことになつてゐるのは、やはり旅館といふのは、さうなことはするものではない、さういふ精神が通つてゐるわけでございますので、さういふものは極力さぬように、結局は、今の組合が強固になりますと、法律で直ちに違反の事犯にならぬ限り適用はできませんけれども、結局みんなでは正す、かような形に指導する以外にないかと、こう存じております。

○松澤靖介君 組合を脱退しまして、その組合に従わなければならぬといふことがあつたのですか。
○政府委員(尾村傳久君) 脱退いたしましたらば、組合の一般的な規約には全然従ふ必要はありません。ただし、先ほど言いましたように、料金と、それから営業方法について適正化規定がきまり、その適正化規定に違反をしていふ事例の場合には、適正化規定に従わなければならないといふことができるわけでございます。

○大谷實雄君 三、四点お尋ねをいたしましたのでありますが、先ほど、旅館の女中さんたちの待遇の問題が出ました、あなたの方では、全国の旅館のさういふ勤務者の俸給、手当等に関する御調査がおりますか。
○政府委員(尾村傳久君) これは、現在までのところ所持いたしてはおりません。

○大谷實雄君 さうしますと、厚生省としては、さういふような待遇改善

といふような問題については、一切まだタッチしておらず、さういふことな

○政府委員(尾村傳久君) 具体的に今のような調査資料をいたしまして特に収集するということでは、今まではタッチしておらず、さういふことでは、今までは、必ずこれは持たなければならぬといふことになつておりました、これをもちまして、それぞれ中央連合会なりあるいは同業組合なりがいろいろな規定をしようといふ場合には、その適否について判断ができぬわけでございます。さういふことで、先般公衆浴場いたしましたように、人件費を含めまして、一切の原価計算の資料を厚生省なり、また府県の場合には府県庁が握らないと、これの運営ができなくなる。従いまして、今度の環境法の発足に伴ひまして、これらのことを握るようになり、すでにこれらの調査票の規格もきめまして、地方に流してあります。原価計算等をやる場合には、どういふ調査内容でやるかといふものを流しておるわけでございますので、これが次々と調査が完了いたしますと、われわれのところ集まりまして、これ、その中の人件費の内容等がわかつてくるわけでありまして、今までのなかつたのでありますが、これからこれを確実に握れる、かように存じております。

○大谷實雄君 先ほど来の質疑の過程におきまして、旅館の健全なる経営といふことに関して、るる御答弁があつたわけですが、経営を健全にしていきたいと思いますためには、その主体たるべきもの、旅館に従事しておる人たちの待遇

の問題をあなたの方で調査も今までせずにおいて、一体健全化なんということはできる道理がない。これは私は、はなはだ怠慢だと思ふ。従つてこれは、一つ今度やり直すなんていうような表面的な上つからの御答弁ではだめです。この問題は、われわれが旅行しなくても、家のようになつてもいいので、くつろいだ気持ちになれますのは、その旅館の経営方針であり、また、そこに勤めておられる女中さんたちのサービスがいいかどうか、こういうことにあるので、そのサービスがいいかどうかというところは、そのボーイさんなり、あるいは女中さんたちが、腰を落ちつけてそつとしてやつてくれなさいというところに、われわれは非常な喜びを感じず、落ちつきを得て、旅行をしておつても、家に帰つたような心安さを覚えるのであつて、その根本は、実に職員の待遇にあるので、これをほつたらかしてにおいて、健全化もくそもあつたものじゃない。私は、厚生省としてそのことは調べていないなというものはもつての外であつて、私は、これは急速に一つこの処置を願ひたいと思ふのです。その点、もう一ぺん御所見を伺ひたい。

○政府委員(尾村偉久君) これは、申しわけのようになりますが、今の事業場の労働者といつたしつての給与制度というものは、やはり労働基準という立場から、これは権限をもつてこれを常に調査し、あるいはまた、握つておらなければならぬのは、これを労働関係で法的には義務を負つておるわけでありまして、従いまして、これらと連絡いたしまして、従来も、われわれの方に資料がもしあれば、これは処置

しなければいけないわけでございますが、その点につきましては、まことに申しわけないことでございますが、ただあくまで今の健全な営業を自主的な組合を通じて育成するという面からは、今のお話のように、確かに健全化の中心は、その従業員を、旅館業の健全化の中の一つの重要な項目として、やはり握つておらねばならず、これは大きな穴があくわけでございますので、さうな意味で、これは十分一つ調査して握つていく、かように存じておるわけでございます。やはりこれは、両々相対つてわれわれの方ではやらなければいかぬ、かように存じております。

○大谷實雄君 あなた、そのことは労働省だと、そんなふうな役所のセクシヨナリズムにとらわれたような御発言では、私は承ひたいしません。もし労働省が調べておるとするならば、当然あなたの方としては、厚生省としては、その資料を向うからもらつて、そつしてあなたの方のいろいろな適正なる行政指導の御参考にするというところは、これは厚生省としては当然なすべきことである。そつていうようなことで釈明をなさることははなはだ遺憾である。どうか一つ、職員の待遇は経営の健全化でなければならぬ、その根本は待遇問題であるという観点から、これは、労働省とも御連絡をとつて、ぜひともお願いをいたしたいと思ふのです。

それから、サービスの点であります。が、私は、ちよいちよい全国各地へ参つて、旅館の御紹介になる。おおむね非常に親切に何して下さるのですが、最近私は大阪で、名前を言つてお氣の毒だから言ひませんが、一番大きなホ

テルです。そこへ泊つた。ところが朝、ひげをやるのに、かみそりを貸してくれと言つて、そんなものはありませんと言ふ。それから、それじゃ済まんけれども買つてきてくれと言ふたら、ボーイが、刃だけですよ、刃だけ持つてきたのです。君、これでおれの顔をそれのか。(笑聲)こつて言つてやつたわけですね。ちゃんとしたあれを持つてこなければだめじゃないかと言つたら、しばらくたつて来て、それはありませんと、こつて言ふ。そんなべらぼうな話があるものじゃない。こんな大きなホテルで、それから支配人に電話をかけて、一体どういふことだと言ふたら、よりやくにして持つてきてくれて、ひげをそつた。ところが、あとでクリムをと言つたら、クリムもない、化粧水もないのです。それで、あまりなことに、私がちよつときつてボーイに言つたところが、今度は女の子が自分のものを持つてきた。それで私は、この大阪の、国際観光客をどんと入れ得べき日本経済の繁栄の大都市の大旅館が、かくのごときサービスだ。これはまるでなつておらぬと言つて、これは決算委員会で行つたのですが、私は引き揚げて日本旅館へ行つた。そつていふ事例がある。また、先般私のところへ、これは申しわけないが、名古屋のやはり大ホテル、そこで野村吉三郎先生と金森徳次郎先生を泊めた。そつてしたら、四つくらい部屋がある、大きな部屋です。これは大したものだなと思つた。私もそんなところへ行つたことはない。名古屋におりながら、そこへ行つたところが、野村先生が、こんな不便なところはないと言われた。四つも部屋がある。こつちに応接間があ

る。こつちに寝台、こつちに何か……、とにかく四つ部屋がある。それで、大き過ぎて不便なわまる。それで、ほんの一時の間かそこら、ちよつと休まれただけなんだが、あとから勘定書が来て、一万九千円。そこで私は、支配人に交渉したところが、どうも、金森元国務大臣やら野村閣下がおいでになつたので、飛び切り上等の所へあれししたと言ふ。まるで問題にならぬ。野村さんから怒られて、こんな不便な所はないと言われた。かくのごときサービスだ。こつていうような所があるの、私は、そつてない、中小の旅館の方がサービスがいいものかと思つて、実はなるべく大ホテルへは泊らぬことにしよう、(笑聲)こつていう気持ちを持つておる。

そこで、先ほどもお話が出ましたが、私は、大阪でちよいちよい、小さい家庭的な旅館へ泊る。ところが、その女中さんが、行つたたびかおつたのが、一週間ばかり前に行った、一人しかおらぬ。一体これはどういふところに原因があるかといふと、結局待遇の問題なんです。そこでは、どうも固定給が少なくて、それでチップに重点を置いておる。こつていうことだらうと思ふ。そこで、客の方でもそつてはたくさん、千円も二千円もチップをやるわけにいかぬ。そんなにやればどうも怪しげなことに思われるから、そんなことはいかない。そつていうことで、ね。固定給を少くして、チップに依頼をしていふのですから、どうしても長続きしないという現実なんです。そつていう所もある。従つて、これはまた先ほどのお話に関連しまするけ

れども、健全化というためには、どうしても私は問題を解決しなきゃならぬと思ふが、一体そつていうような、現実には私は、このごろ中旅館のサービスの点についてあれしきたんですが、一体御所見はどうですか。

○政府委員(尾村偉久君) 今の後者の、固定給制度を極力伸ばしていくということについては、これは、ぜひわれわれも、業界指導につきまして、努力いたしていきたいと思ひます。そつてあるべきだと思ひますが、まあ一挙に全部に強制的にするというところは、非常に客側との関連もありまして、困難な点もあると思ひますが、極力そつていう方向に指導したいと存じます。

それから、前者の方となりますと、これはおそろく、ホテルはみんな、給与制度の方はむしろチップ制度でなくて、大体われわれの存じておる範囲では、サービス料は宿泊料金の一割とか二割という勘定書をつけてくるのがあつた。この方はきつめて、その点からいいますと、労働組合ができておるホテルがございまして、その点はむしろ健全になつておると思ひますが、今度は、料金に対するサービスの内容となりますと、それはもう全く、何といひますか、旅館のそれぞれの営業の、そんなことでお客が将来たくさんとれるかどうかといふことを懸りわけでございますが、この点の指導はなかなかむずかしいんでございまして、いわゆる最高料金、統制料金の物統制でもかかまじで、しかもその内容は、これだけろえにやいかぬといふことでもいたしませんと、統制的にやることは非常に困難であるわけでございます。ただまあ、今のうちに、たとえばホテルの場

合にそういふことが頻発いたしますれば、今の旅館同業組合のほか、別個な立場で、いわゆる協会的なものとして、同種のもの切確疎通するといふ意味で、ホテル協会的なものであるわけでございますが、そういうところで、サービスの内容の統一といふことが、改善といふべきか、さういふことの指導でも歩調を合して直していい。不当な、わずか一時間で一万九千円というのは、実際ちよつとわれわれの常識で考えても、旅館指導の宿泊料金とは、全然雲の上のような話でございますが、さういふ形で旅館指導をしていくとすればいいと思ふわけでございます。

○大谷實雄君　そこで恨みをのんで、やむを得ぬから、一万九千円払ってきただんです。野村先生いわく、わしは、大阪で二千元から千五百円くらいのことまで泊るんだが、はあ、驚いたなあと言つてあれされた。それで、支配人にまたあとから電話をかけたたら、閣下閣下と言つて、閣下扱いをしていて、閣下がおかしな所へ泊れぬと、こゝろ言ふ。えらいどうも大へんなことで、まるで明治時代の番頭さんに行き会つて、こつちはびつくりぎやうてんしちまつたわけなんです。そこで、それらの点について、やっぱり自主的に業界が今後はやつて下さることを思ひますし、また、それを期待いたすわけですが、そこで、先ほどもお話が出たのでありますが、一体場森のあの問題は、どういふふうな処置になつておりますか。

と、大体あとを断りました。今度の旅館業の規制によりまして、指定する学校施設の百メートル以内のものは、もし許可をしようとするれば、必ず教育委員会の意見を聞いた上でなければならぬといふことになつておりますが、今のところ許可したものはありません。しかも、申請したものは、不許可になつた事例ばかりでございます。最近のは、従つて、制限内に建てようといふものは出ておらない次第でございます。

○大谷實雄君　私が一般の新聞のほかにちよいちよい夕刊、内外タイムスとか、そのほか二、三出てる新聞を実は求める。これはいろんな社会の事情がわかるものですから、求めるわけですが、さういふと、それらの新聞には、一ぱい旅館が書いてある。これはもう明らかに場森、おそろくそつちの方が先導だと思ひますが、さういふうな広告が一ぱいある。そこで、先ほども先導防止法に關連をしまして、ここに二つ、福井県と群馬県の例が出ておりますけれども、さういふうな事例がますます増加をするおそれがある。非常にたくさんあると思ふ。それについてどういふうな対策をお持ちになつていらつしやるかを承りたい。

○政府委員(尾村傳久君)　結局この旅館におきまして、先導防止法の違反事例がある程度増加するかと存じます。例がこれらならば、事犯がはつきりいたしますれば、警察庁の通告を受けまして、所期の手續を経て、営業停止ないしは悪質なものは取り消しといふことは、これは厳格に実施していきたい。と、それによりまして、法を甘く考え

て、旅館によつてうまい味をしめようといふものがあつて出てこぬように、この点は、とにかく厳格にやつていきたいと存じております。ただ予防の意味から、旅館業を開きたいといふものにつきては、ただ漠然たる杞憂から、やるのではないかといいことで、あらかじめこの面からだけ不許可にするといふことは、これはもう、法の建前から、やはり営業の自由といふことの關連で、これは不適當と存じますので、その場合は、極力、先ほどから申し上げますように、最近同業組合ができて、東京都同業組合あたりとすればは接触してある、さういふものが入つてきて、旅館で事犯が多少起るため、自分自身もなややつておるのに、旅館といふものは、さういふものだと思われることを非常におそれておられます。同業組合が発足してからの組合としての指導は、一番そこをさしたる大きな指導がある、むしろ待遇改善の問題も並行しますが、そこにあるといつておるくらいですから、この点については、やはり同業組合を通じての指導は十分やつていきたいと、かように存じております。

○大谷實雄君　そこで、ちよつとこの機会にお尋ねしておきたいのですが、全国に旅館数はどのくらいございましょう。

○政府委員(尾村傳久君)　約六万軒でございます。

○大谷實雄君　そこで私は、さういふ怪しげな旅館は、温泉マークの旅館もありまされども、大部分は、われわれ旅客を非常に厚くしてくれる旅館がほとんどといふことを喜んでおるの、これは、自主的な旅館の組合がで

きまして、ますますサービスの改善をして下さるものと、固く実は信じておるわけですが、このきわめて優良な旅館等に対しては、これは、表彰とかさういふもの、模範的なもの、さういふものに、群馬県や福井県の場合は、ここに出てくるのはどういふことかから発覚したのか、それからまた、あなたの方から書類をちょうだいしますと、取り消しをしたのはほとんどないわけなんです。なぜもつとさういふうな、こちらに出ておる事例の福井県や群馬県、さういふうな、女中八名と契約をして売淫をせしめるといふうなところに対しては、わずか三十日間の営業停止処分といふうなことでなしに、かくのごときものは、私はやつぱり信賞必罰で、りつぱなものに対してはあくまで天下にこれを表彰すると同時に、悪質なものに対しては、これはもう信賞必罰の必要をすべきものだと思います。それに対する御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(尾村傳久君)　最初の優良なもの表彰でございますが、これは、現在までもさういふ制度、とおかしうございしますが、さういふ形をやつております。これは、食品衛生の關係のもの、それから環境衛生の關係上、旅館も含まれます。旅館とかさういふもので、模範的なものは、それぞれ府県単位でこれを表彰する。さらに、特にいいものは、中央表彰に持つていくという形です。これは、例年さういふものを選びましてやつております。東京でも、昨年は、十月日比谷の公会堂で非常に大きなのをやりまして、さらに優良なものには、厚生大臣の表彰状を出しております。これに

よりまして、模範的な健全なものをモデルにして、ほかのものがよくなるという形は、これは講じておるわけでございます。

それから、いまのこのいろいろな売春關係の、これだけの資料にありますが、さういふ事犯があるにかかわらず、まだ数件であるといふことでございます。これは、先ほども御説明申し上げましたように、実際にあの改正の旅館業法が県に徹底いたしました、実施が進行いたしましたのは昨年の秋でございます。猶予期間がございします。それから、一月から十二月までの資料しか警察庁からキャッチできませんでしたので、実際にかなりありますのは、このうちの半数以下になるわけでありまして。それが逐次警察庁から、かように送致したゆゑをもちまして府県知事に報告があらまして、これに基きまして、中身を審査いたしましたして聴聞会を開く、こ

ろから、これを受けたものが進行中なわけでありまして。今後は、これが毎月相当数、営業關係としての処理問題がこれから続行するわけでありまして。今始まつたばかりなわけでございます。それから、この取り消しがあるいはどの程度の停止をするか、行政処分の程度の問題でございますが、これは、一応府県知事の聴聞をし、それから今のような事犯の内容も、警察あるいは検察庁から受けた内容で、営業との關連に従ひまして判断をまかせておるわけでございますが、これも今までの、新しい事例でございますので、たとえば、医師法とか、あつていふような形でありますと、明治以来いろいろな

判例が多数積み重なっておりまして、これによりまして、大体こういうものはこの程度ということもあらかじめわかるわけでございますが、今度は何せ新しいものでございますから、おそれなくこれは、私の方の推測でございますが、この福井県の場合、相当重度の悪質と思われるが、今まで勅令九号のみでやっておつたもので、とりあえずこれをやりまして、再犯のおそれがあれば、また考え直す、こういうことでやったのではないか。われわれの方から、こういうものはこの程度にせいという、実例がまだないものでありますから、地方に通牒を出しておられないわけでございます。一般的に、府県知事に実例を報告すると、これがある程度重なりまして、われわれの方から全国にいろいろな代表例が流される、かようなわけで、ちょうどその過渡期でございます。まことに遺憾な点がございまして、今後すみやかにこれらの報告を整理いたしまして、各県が適切な標準を得られるように取り計らいたいと、かように思っております。

○大谷實雄君 発覚の経緯。

○政府委員(尾村傳久君) 発覚の経緯は、これは、あらかじめもう評判になつておつたのを、警察の方が内偵をしてつかんだ、両方ともその例でございます。

○大谷實雄君 それから、さつき、今度の組合は任意加入であるということですが、まあよく旅館といふか、終戦直後宿屋がなくなつて、個人の家庭を開放してやるというやうな、やみ宿なんというものは、全国に相当今日でもありますかどうですか。また、そう

いうものがあつても、これは仕方がないものかどうなのか。

○政府委員(尾村傳久君) その営業行為が、明らかに旅館業法という旅館の行為に該当しておれば、これは、許可を受けないで、もぐりやることは、旅館業法の違反になるわけでございます。これをつかみますれば、旅館業法違反で摘発すべき問題でございます。旅館業法の許可を受けた者のみをもつてこの同業組合を作るようになっておりますので、まずその前の問題になるかと、かように存じております。

○大谷實雄君 最後にお尋ねをいたしますが、ここの二、三日前の新聞に伝えられるところによりますと、東京の旅館が、全国の学童たちが修学旅行に来る、そういう旅館が一斉に百円値上げをしようと、こういうことで、PTAなりそのほかの団体が反対の運動をするというやうな記事が報道をされておつたのであります。これら点についての様子はどんなふうか、お尋ねいたします。

○政府委員(尾村傳久君) これは、昨年の夏以来の問題でございます。新聞紙には最近出ましたが、夏以来、関東団体旅館連盟というのがございまして、ああいう団体客を取り扱う三百軒ほどの旅館が、団体客を取り扱う部分の共通性で、一つの連盟のやうな形を結んでおるわけで、一般客を泊める場合のことでなくて、それだけにつながつて結んでおるわけで、これが今までのやうであります。待遇も非常にあの料金ではできぬし、従つて、衛生上も非常に悪い待遇しかできぬと、連盟から出してあります趣意書のやうな

ものも、私何べんも読みましたが、その中に、むろん今の従業員の待遇問題まで触れておまして、さやうなことで、受当最低の料金はこれだけ要するといふので、今度旅行側、いわゆる団体側と交渉を始めたのでございます。その間に文部省も、やはり団体側すなわち学校側の監督の立場から介入をされておまして、いろいろあつせんに努めておつたやうでございますが、なかなか折り合いがつかず、われわれの聞いておりますところでは、これは、普通の旅館の場合と違ひまして、この間に旅行あつせん業といふものがございまして、いわゆる旅行社といふやうな、これにいろいろ、ピンからキリまである、これがピンはねをするやうな部分まで含まれておる。あるいは、団体旅行の引率者の無料サービスといふやうな問題があるというやうなことで、非常に両方で議論を戦わせた、結論において、そういうものは控除して、なおかつ、まともなサービスはできぬといふことで、うまく話がまとまらんで、一方側で、とにかく申し合せとして、今後これだけは契約するといふやうな形をお互いにきめたやうでございます。そこで、具体的にいよいよこの契約が始まるわけでございます。この春の旅行シーズンを迎えて、そこでまたたが起りまして、団体側は、そんなに高くしては、子供たちで行列ぬ者が出てくるというので、何とか値を下げて契約をしてくれと、こういうことで今進んでおります。もちろん、公正取引委員会の方でも、ああいう事実が社会に喧伝されますと、これは取り上げざるを得なくなつて、調査を初めたと、これは確実でございます。

んが、さやうなふうになつておるといふことを聞いております。これとわれわれの方の旅館業法との関係でございますが、今の同業組合といたしましては、大体は、一般的な宿泊に関するいろいろな問題ということでございまして、ごく特殊なものを中心にしていくことにはなりません。しかし、やはり相当数の管内の旅館がさやうな営業形態を持つておることになりますれば、同業組合のいろいろな取りきめの場合にも、団体の場合にはこうという取りきめがこれから出てくるかと思ひます。今のところは、まだ同業組合としては取り上げておらぬわけでございますが、当然これを通じて、われわれの方も、これは県ごとになりますから、いまの調査を通じて一つの団体といふことは、同業組合の場合にはないことでございまして、全国が府県かといふことになりました。この点非常にむずかしい問題ではございますが、これも当然将来は、やはりわれわれの方からも、適正な原価計算等の内容にやはり団体の場合も出てくる、かように存じております。

○大谷實雄君 そこで、今実際、これは重大な私は問題だと思ふ。全国の小学校、中学校あるいは高等学校の生徒学童たちが、一度は東京へ来て、このいんしんな都に触れる。そして国会も見学をするといふことは、なかなか人生行路のうちには、東京へも来れぬ人々もあつたやうな。あるいは京都等へも、九州等へもなかなか行きがたいのですから、修学旅行といふものは、非常に私はけつこうなことだと思ひます。従つてこれは、今日でも、この生活扶助を受けておるやうな方の子弟を

旅行せしめるといふことは困難で、中には、自分たちが貯金をして、そうして一緒に旅行に行こうといふ美くしい学童たちの思いやりの深いことも聞いておるわけでありまして。従つて、そういう教育的な観点におきまして、旅館の費用といふものは、なるべく低廉にしてあげることがすべて大事な問題だと思ふのです。今のあなたのお言葉の中にもあり、また、新聞にも出ております、いわゆるあつせん屋、団体屋等がピンはねをしておるといふのがござい

と、それがいたいたけな学童の負担に持ち込まれるといふやうなことは、これは、人道上から許すべからざることであつて、これらについて、全国のさやうな大団体をお泊めなさる旅館といふものはわかつておるが、その旅館等も断わりにくいだろうと思ふ、お客さんを連れてきてもらふのだから。特に何百人の学童を泊めるのだから、断わりにくいだろうと思ふが、従つて、旅館としては非常に困つてゐる、頭痛鉢巻の問題だろうと私は思ふのだが、そのピンはね状況を、あなたの方では実態をつかんでおられるかどうか。

○政府委員(尾村傳久君) この旅館のあつせん業者の問題は、これは、実際は運輸省の方で、正規の正しいものは登録制度にいたしておまして、ただそのほかに、おそろくいろいろな、もぐりといふものです。非登録のあつせん業者が在るのではないかと、かように存じております。私の方では、今の団体旅行のあつせん業者が全国各地に今どのくらいいるかといふことは、今のところつまびらかにはしておりませんが、ただ、今のやうな話は、旅館側からも私聞いておりますし、それから、

旅行せしめるといふことは困難で、中には、自分たちが貯金をして、そうして一緒に旅行に行こうといふ美くしい学童たちの思いやりの深いことも聞いておるわけでありまして。従つて、そういう教育的な観点におきまして、旅館の費用といふものは、なるべく低廉にしてあげることがすべて大事な問題だと思ふのです。今のあなたのお言葉の中にもあり、また、新聞にも出ております、いわゆるあつせん屋、団体屋等がピンはねをしておるといふのがござい

学校の方の話も、これは個人的でござい
ますが、さような例にぶつかった学
校側の話も聞いております。そういう
ものは、むしろ旅館側からいってもば
からしい話でありまして、委託する団
体側もばからしい話で、むしろサービ
スする側とされる側の直接——そい
う介入を除くのが一番大事だろう。そ
の点は、われわれの方といたしまして
は、衛生設備の問題は、これは、旅館
業法上やはりわれわれの方は関与する
責任もございまして、さような意味
で、学童の衛生がそこなわれぬよう
に、それに措置ができるような費用と
いう意味から、こういうピンはね的な
ものはわれわれとしてもなるべく介入
させぬように、直接契約に應ずるよう
にとりうに存じております。

○大谷實雄君 この問題はどうか一
つ、ピンはねをやられれば、衛生状態
もどうしてもいかにということになっ
てくる。そのしわは全部学校の生徒、
学童に寄せられて、そうしてせつか
く、一生に一度とは言いませんけれ
ども、そういう人もある修学旅行に対
する、なるべく低廉な費用をもって充
實をせしめてやっていただく配慮を、今
後おそろくその組合の方におきまし
てもされることと思いますが、厚生省と
して、一つ深甚なる配慮をお願いを
いたしまして、私の質問を終わります。
○藤田藤太郎君 私、さっきホテルの
問題が出ましたから、ホテルの問題に
ついて一言伺っておきたいのですけれ
ども、旅館の問題は別にしまして、日
本のホテルというのは、少し高過ぎや
せぬかということです。それからもう
一つ、外国の旅行者が日本へ来て困
るのは、どうも日本はアジア一の工業国

であり、歐洲並みに進んでいる国であ
りながら、もう旅館という問題になっ
てくるとアジア並みじゃと、この感じ
ですね。私も、歐洲やアジアの一部を
回ってきたけれども、これはほん
とりにアジア並みなんです。ものす
ぐ金を取る。で、会議をやるとか、
ちよつと外國から日本に来たつて、少
ししたホテルへ泊れば、もう十ドル以
下で泊れるところはない。これは非常
に私は問題だと思つてます。日本の旅
館宿泊というのは、朝と晩と食事を提
供して泊るといふのが普通の日本式の
旅館でしようけれども、ホテルは、歐
州に行けば、朝御飯提供して幾らとい
う格好のところが多い。そのほかにパ
ンションという格好で、三食つてやっ
ておる。これを見てみると非常に安い
ですね、歐洲は。そうしてたとえば停車
場へ降りても、飛行場へ降りても、大
体どのクラスに泊るといふ自分の計画
に基いて、ホテルがずつとあるわけ
です。外國に行けば、日本は、そうい
うホテルという名前がついたら、もう
雲の上のような感じで、どのホテルに
入ったら安いのか高いのかわからぬ。
うっかり入ったらとんでもない。さつ
き一万九千円という話すら聞きました
が、そういう話があるので、外國の旅
行者は——遊びに来る人は別です、
金を持つておるから。だけれども、日
本に會議に来たり、研究に来たりする
人がたくさんあるわけです。非常に
困つておるのです。私たちが一番振
りて来た外國人にこぼされるのはホテル
なんです。厚生省は、外國のホテルの
営業問題についてどう研究されてお
るか。日本のホテル業者についてどう指

導されておるか。私は、そのところ
を聞いておきたいと思つておるのです。
○政府委員(尾村俊久君) 結局日本の
洋式ホテルは、大体百軒程度でござい
ますが、これは、全旅館の中では非常
に少数ではあります。今のうちに、
外客との関連では非常な問題がござい
ます。われわれ自身、厚生省關係の外
人關係會議等を招集したときに、いつ
もその点、確かに困るのでありまし
て、これに比しまして、われわれがア
メリカあたりへ行つたときの経験から
言つて、非常に安い。すなわち、平均的
な月給取りの一日計算、たとえれば十
ドル程度でございまして、これと比べ
ますと、三ドルぐらゐで、日本のわれ
わが、外國から来る官庁の役人を案内
するホテル、バスつきのホテルに泊
ることができ。逆に日本で案内しま
すと三千元ぐらゐ、ホテルだけで
すなわち十ドルぐらゐで、逆にな
る。ところが、日本の國民の収入か
らいいますと、平均一ドル半ぐらゐ
というところで、月給の方に直します
と一万五、六千円、さうな形で、確
かにおかしいので、現実に困つてお
りますが、この適正料金というものを
何から割り出すかというところにつ
いて、われわれ今までも実際にはあまり考
えておらず申すわけないのですが、
現実にもどうも不思議だといふことは確
かでございます。今のところ、ホテル
協會というものがございまして、主
としてこれは、全部観光旅館になつて
おつたものでありますから、同業組合
が結ばれる前は、いわゆる観光局の所
管というところで、いろいろな形で融資
もあつた。また取締りといひま
すか、監督指導も主としてそこでや

ておる、そういう形でありまして、な
ぜあんなに価格になるだけの原価が要
るかといふことについて、われわれ今
までノータッチでありましたが、今後
やはり同業組合の中に入れば、もちろ
んこの中でまづて扱えますが、今の
われわれの推測では、府県ごとのホテ
ルの数というのは、多くても東京のよ
うに十数軒、ない県も多いわけであ
ります。大阪でも、はつきりとホテルと
届け出ているのは、三軒か四軒であ
ります。これが同業組合の中に入つて
まして、この組合の中の一つとして指
導を受けるというところは、あまり推定
できないわけでございます。結局旅
館は、われわれの方からいいますと、
旅館業法を通じてやる以外にない。と
ころが、この旅館業法でできておりま
す衛生設備とか諸条件、これは飛び切
り上等の条件がそろつておるわけ
です。結局、いまのサービスと、それ
から料金とが適正かどうかといふ、い
ゆる営業の問題になります。この点
が、今同業組合を通じない限り、な
かなかわれわれの方がタッチしにくい
であります。しいて言へば、たとえ
ば、適切に言へば、税金の方から入
ていただいて、非常にばかもうけがあ
れば、税金でしぼるといふ形でもや
つていただく方が一番いいのであり
ますが、そういうことこの点はつきり
が、そういうことこの点はつきり
が、そういうことこの点はつきり
が、そういうことこの点はつきり

御研究なさつておると思つておる。御研
究なさつておるかどうか知りません
が、體驗上皆さん外國のことはよくわ
かつておると思つておる。日本には、旅
館があつても、外國人といふのは大
体、寝台で、あつては式のものではない
と泊らんでからね。そうした人
が、簡単に日本に来ればホテルで参
つてしまふ。これは、非常に私は問題だ
と思つておる。それじゃ固定資産税も
たくさんかかつておるかどうかとい
うと、私のちよつと調べたところにお
いては、ある府県では、固定資産税を全
部免除にしているという措置をとつ
ておるというところも聞いておりますし、
そういう恩恵を受けながら、まあ突
詰めていくと、暴利をむさぼつてい
るという以外に何もなし。それが外國
の日本に対する信頼度といふか、信用
度といふか、これは私は、非常に影響
があると思つておる。私も、アジアの
で、タイに泊りましたが、それは、二
人部屋で、一人十ドルずつ取られたん
ですが、これには驚いて、何をか言
ふという格好でした。アジアの國は、
そういう格好が高い。歐洲でもアメ
リカでも非常に安い。それで、簡単に
事に行つても泊れる。また、パンシ
ョンに泊れば、三食つきで、日本の金
にして千円足らずで三食ついてい
る。ちよつと上のホテルでは、日本の金
にして千円近くなつて、三ドルか、せい
ぜい四ドル近く出せば、もうりっぱなバ
スつきの部屋があるといふのです。こ
ね。それはもう、國際共通ですよ、こ
のシステムは。だから、日本も、外國
人が泊るのはホテルに限られてい
る。いつていいくらいですから、これは一
つ、どこが監督行政を持つて、適正
格をきめるのか知らないけれども、せ

んじ詰めれば私は厚生省だと思ふんです。衛生と適正価格の問題まで入ってきたら、私は監督行政は厚生省だと思ひます。だから厚生省は、日本と外国との関係、この点についてうんと研究をして、適正にこれをやつてもらわないと、ただ泊つた泊らぬだけの問題じゃなしに、国と国との関係にまで影響すると私は思ふんです。それで、残念ながらこの表を見ますと、ホテル営業に三十五件も今の問題が出てきていて、このことを見て、最高度の衛生設備で、最高度の法律でまづいておつしやるけれども、三十五軒も売春行為で摘発されているというのを見ると、ますますもつて私は、どうもふに落ちないわけです。これは一つ部長、いずれあとで問題になると思ひますが、これはしつかりやつてもらいたいと思ふのです。

○大谷實雄君 今お話が出ましたが、これは、観光日本を樹立しなければならぬ、その点から、やはりホテルというものは非常に大事な問題です。で、私さつき言いましたけれども、さっきの話は極端な例なんです。福岡のホテルなどはりっぱなホテルです。委員長御郷里のホテルはりっぱです。それから、函館のホテルもりっぱで、なかなかサービスもよく、しかも安い。従つて、やはり百軒あるというこのホテル協会に對しまして、厚生省として適切な御処置をおとり願ひたいと思ふのです。むしろ適正なる価格ということ、一般の旅館についても同様なことでありますが、暴利などには絶対にならぬように御指導願ひたいということ、それから、ここにホテル営業百軒の中に三十五軒あるんですよ。三分の一、そんなあほうなことはないでしよう。これはどうなんですか。

○政府委員(尾村傳久君) これは、防犯課に確かめないで申し上げまして、申しわけないんですが、今の新しい旅館業法に基くあの分類定義、これのホテル営業としてのものでありまして、警察で考えておりますのはあつて、いふ分類じゃないのでありまして、名前によつたんだらうと思ひます。ほんとうの意味ですと、半数がそういうふうなことになるので、かようなことは考えられないので、これは確かめてみます。それから、いまのホテルについて、両委員からお話がいまして、たように、できるだけ適正料金になるように、ことに今お話のように、モデル的なものがありますと、さようなものを手がかりにして、かようなものができているじゃないかということ、指導しやすい。もう一つは、国立公園部を通じて、確かに厚生省も観光問題の大きな分担を持つておる。

ユース・ホステルというものが今度で最初から洋室であるが、安くサービスするといふものができやすいようにやつていきまして、競争させていく、そうすれば、おのずから是正されるのではないかと、かような形の方がいいんではないかと、私見でございますが、さように努力したい、かように考えております。

○委員長(阿具根登君) 本案に對する本日の審議は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、衛生検査技師法案(衆)(予備審査のための付託は三月四日)
- 一、児童福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十五日)